

EUでビジネスを行うために 知っておきたい10のこと



オブ・ユールヨーゲンセン

駐日欧州委員会代表部大使

1 EUとは何か

EUは、加盟国が国家主権の一部を委譲しながら政治的・経済的統合を進め、さらなる統合を模索しているユニークな存在です。しかし、主権の委譲を理由にEUを「超国家機関」と表現すると、その実態は必ずしも正しく伝わりません。また、EUは単なる国際機関でもなければ自由貿易圏でもありません。EUの真の姿を理解するためには、まず、国家か超国家かという従来の概念を取り払うことをお奨めします。

EUは、加盟国の共通の利益を達成する場合において、加盟国の主権がプールされるプラグマティックな機構です。したがって、加盟国レベルで対処すべき問題とEUレベルで協調もしくは統一的に対処すべき問題が併存しており、EUが域内そして国際政治経済で果たす役割は政策分野ごとに違ってきます。

加盟国の主権が委譲された分野では、EU独自の法体系とそれを裏付ける立法、行政、司法機関が存在しています。EUの法令は、拘束力があるかないかや適用方法の違いによって規則、指令、決定、勧告、意見に分けられています。全加盟国に拘束力を持つのが規則と指令で、規則 (regulations) は自動的にEU域内で適用され、指令 (directives) は加盟国の国内法へ置換されて適用されます。

2 EUの起源と発展

EUの誕生は、その前身である「欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）」が設立された1952年にさかのぼります。過去二度にわたる大戦で疲弊しきった欧州は、二度とそのような惨事が起こらないよう、当時欧州最大の不安定要因であったフランスとドイツの間の対立を解消することに着手しました。こうして、長年争いの種であった両国の石炭・鉄鋼資源を共同管理するためのECSCが6ヵ国の参加で発足し、欧州は統合のプロセスを刻み始めることになりました。欧州統合プロセスはその後拡大と深化を積み重ね、ECSCから「欧州経済共同体（EEC）」へ、EECから「欧州共同体（EC）」へ、ECから「欧州連合（EU）」へと発展していきました。

その間、経済分野では関税同盟（1968年）、共通農業政策（1968年）、共通通商政策（1970年）、共通漁業政策（1983年）、社会労働憲章の成立（1989年）、域内市場統合（1993年）、経済通貨同盟（1999年）が達成され、加盟国数も15ヵ国に拡大しました。EUの構造はよく、第1の柱のEC、第2の柱の共通外交・安全保障政策（CFSP）、第3の柱の刑事問題に関する警察・司法協力の3本柱からなる神殿にたとえられます。第1の柱ECがいわゆる「共同体化」された政策領域で、EUの法体系が存在し、神殿の大部分を占めます。他方、第2、第3の柱は、現在も政府間制度として基本的には加盟国間の協力を目的とするものです。しかし、近年はEUとして両分野を相互補完的に運用しようという試みが活発化しています。

3 EUの現在

EUは一つの国家を形成する「欧州合衆国（the United States of Europe）」ではありませんが、対外的に「一つの声」で発言する機会

を着実に増やしています。EUにとっての歴史的事業としてあげられるのは、今年1月からの欧州単一通貨ユーロ紙幣・硬貨の流通開始でしょう。これにより、経済統合の最終段階としてのEMUが完成し、文字通り真の域内市場が誕生しました。ユーロ圏内の加盟国は「財政安定化協定」に従って、緊密な経済政策の調整を義務付けられることになります。EUは今後、世界最大の経済圏としてますます重要な役割を担っていくでしょう。また、安全保障・防衛政策でもEUは北大西洋条約機構（NATO）の中で欧州の主体性を確保するための「欧州安全保障・防衛アイデンティティ（ESDI）」に基づき、CFSPの強化に乗り出しました。すでに紛争防止・危機管理等の任務を行うためのEU緊急対応部隊や非軍事的な危機管理を行う文民警察部隊の創設が合意され、目下、これらの部隊発足に向けた作業が精力的に進められています。

アムステルダム条約による条約改正前に第3の柱を形成していた司法・内務協力（CJHA）は、同条約下でその多く（査証・政治的庇護・移民等）が「共同体化」され、第3の柱は刑事問題に関する警察・司法協力に改組されました。しかし、昨年9月の米国同時多発テロ事件をきっかけに、EU首脳はテロ取り締まり強化の一環として欧州共通逮捕令状の発行に合意するなど第3の柱においても「共同体化」の兆候が表れ始めています。さらに、中東欧への拡大も最終準備段階にさしかかっています。昨年12月の欧州理事会は、2004年に行われる欧州議会選挙に候補国が加盟国として参加できるよう2002年末までに加盟交渉を完了することを確認しました。欧州大陸全域を覆う「拡大」と政治・経済両面での統合の「深化」は、今なおEUにとって大きな目標です。

4 EU—進行形の政治・経済プロジェクト

EU統合は経済と政治にかかわる、現在進行形のプロジェクトです。そして、そのプロジェクトの設計図には「拡大」と「深化」のほか、状況の変化に応じた「強化」作業も組み込まれます。例えば、欧州経済共同体条約（EEC条約）は環境保護について言及していませんでしたが、時間の経過とともに欧州そして世界の社会・経済構造が変化すると、国境を超えた環境政策の必要性が広く認識されるようになりました。

この流れを受け、EUは単一欧州議定書（1987年）で環境政策を明記した独立の章を設け、マーストリヒト条約（1993年）で同政策を完全に「共同体化」しました。そして、アムステルダム条約は、「深化」した環境政策をさらに「強化」するため、EUの全ての政策および活動に環境への配慮を義務付ける「政策と環境の統合」を条文に盛り込みました。今日、EU環境関係法令は多数にのぼっています。

「拡大」、「深化」、「強化」。EUのプロジェクトは、長期的視野にたって欧州に平和と安定と繁栄をもたらすための統合プロセスそのもののなのです。

5 EUの政策決定—誰が決定を下すのか

EUの政策決定は、欧州委員会、理事会、欧州議会の3つのアクターによる共同作業です。「共同体化」された第1の柱の政策分野では、欧州委員会が発議し、欧州議会と理事会が立法化にあたります。一方、政府間協力としての第2と第3の柱の政策分野では、基本的には加盟国の代表者から構成される理事会で政策決定が行われます。司法機関として欧州裁判所も設置されています。EUには「同意手続き」、「共同決定手続き」、「協力手続き」、「諮問手続き」の4つの立法手続きがありますが、

その中で「共同決定手続き」は欧州議会に理事会とほぼ対等な立法権限を与えています。

2001年2月に調印されたニース条約は、より多くの政策領域で理事会の決定を全会一致から特定多数決方式へ移行するとともに、立法手続きにおいて「共同決定」方式の適用範囲を拡大することを定めました。これは、欧州議会がEUにおいてより強力な権限を獲得することを意味し、理事会での特定多数決決定方式の増加と相まってEUの民主的コントロールを向上させることを目指したものです。

6 なぜ今、EUでビジネスなのか

単一市場として共通の通貨が存在し、将来的に地理的拡大が見込まれるEUの魅力は決して小さくありません。EUは、面積319.1万km²、人口3億7,600万人、国内総生産（GDP）8兆5,090億ユーロ（2000年、現行レートで約987兆円）を抱える世界最大の単一市場です。拡大後は、単一市場の大きさだけでなく、そこで生活する消費者数もこれまで以上となります。現在12カ国が参加するユーロ圏では、為替変動がもたらす影響に煩わされることがありません。ユーロは金融・資本市場の統合を後押しする触媒となって、欧州経済全体の効率性を高めます。

ミクロ経済のレベルでも、単一通貨により価格の透明性が上がると市場の競争が促進され、企業の生産力と競争力は確実にアップします。より安く、速く取引を行うためのビジネス環境が整ったのです。加えて欧州では、目下、エネルギー、流通、金融サービス分野の自由化が精力的に推し進められています。自由な市場、質の高い労働力、高度なハイテク技術を備える欧州は、新たな投資先としても大きな可能性を秘めています。

7 EUでビジネスを行うことの利点

重要なことは、ユーロ導入に伴う新しいビジネスチャンスは、域内ばかりでなく域外国の企業にも平等に与えられるということです。競争政策や合併・買収（M&A）にかかわる諸ルールは、単一市場で活動するすべての企業にとって等しく厳格で、透明性あるものです。もちろん、日本の企業にも会社の設立や買収を通じて欧州市場で勢力拡大を図る公正なチャンスが用意され、新参者という理由で市場から排除される心配とは無縁です。単一のルールが浸透しているため、企業は加盟国それぞれの国内法に応じて事業戦略を変える必要がなく、会社の設立についても「欧州会社法」の成立が合意されたことで、今後単一市場の会社法体系が一体化し、迅速かつ容易に複数国で事業展開や組織再編を行うことが可能になります。

「欧州会社」とは、EU全域で適用される法律に基づいて設立される会社です。同法の成立は、企業にとって経営管理と法務費用の大幅な削減や子会社ネットワーク形成の容易化といったメリットがあります。従来は各国ごとの会社法しか存在しませんでした。

8 あなたの「声」の発信と情報のアクセス

あなたの「声」をEUの政策決定に反映させるには、欧州委員会と欧州議会へのアプローチが重要です。政策形成がどの段階にあるかにもよりますが、例えば法案の作成段階では欧州委員会へのロビーイング活動が欠かせません。欧州委員会は法案を作成するにあたって、EUで活動する企業（外国企業も含む）や利益団体から幅広く意見を聴取します。こうして寄せられた多くの要望や見解は、全体としてバランスのとれた法案を策定する上で貴重な材料となります。

また、企業にとっても、早い段階から働きかけを始めることで、要望が聞き入れられる可能性は格段に高くなります。こうした声は、欧州委員会が政策決定する前段階で作成・公表されるグリーン・ペーパーやホワイト・ペーパーに反映されるとともに、これらはEUの政策の方向性を探る手がかりとして広く使用されています。他方、いったん法案が理事会へ提出されれば、欧州議会が重要な窓口になります。「共同決定手続き」の適用範囲が拡大したことにより、法案を修正し、時には廃案に追い込む欧州議会の権限は強化されました。法案で十分に反映されなかったあなたの「声」は、欧州議会へのロビーイングによって再び耳を傾けられることになるかもしれません。EUの政策に関する情報は、EU (<http://europa.eu.int/>) および駐日欧州委員会代表部 (<http://jpn.cec.eu.int>) のウェブサイトから得ることができます。また、ブリュッセルには日本政府の在外公館として欧州連合日本政府代表部が所在しています。

9 日・EU協力関係の現在

日本とEUは、経済ばかりでなく政治分野でもより成熟した協力関係を構築するための努力を重ねています。その具体的な第一歩が、1991年にハーグで採択された「日・EC共同宣言」でした。同宣言は、政治、経済、科学、文化等の分野での協力促進を謳ったほか、日・EU定期首脳協議や日・欧州委員会閣僚協議の開催を制度化しました。そして、「日・EC共同宣言」から10周年の昨年12月、日本とEUは過去10年における協力関係の進展、それぞれを取り巻く環境の変化、そして国際社会における特別な責任を認識し、共に直面する共通の問題に共同して取り組むことを目指した「共通の未来の構築」と題する行動計画を採択しました。

これは、今後10年にわたる日・EU関係を律

する基本文書として、企業の皆様にもぜひ知っていただきたい内容を含んでいます。同計画は4つの重点目標、

- ①平和と安全の促進、
- ②万人のためにグローバル化の活力を生かした経済・貿易関係の強化、
- ③地球規模の問題および社会的課題への挑戦、
- ④人的・文化的交流

と21の政策領域で構成されますが、それぞれの具体的な協力措置はビジネス界で活躍する人々にとってポテンシャルティあふれる内容となっています。昨年末に開催された日・EU首脳協議後、日本とEUはより密度の濃い経済、政治関係を育むため、「共通の未来の構築」を目に見える行動で具現化する努力をいよいよスタートさせました。

10 EUとの関係から恩恵を得るために

このように、経済、政治両面で発展する日・EU関係から、ビジネスに携わる皆様はどのように恩恵を被ることができるでしょうか。まず、日欧間の貿易や投資の流れをより

スムーズにするため、市場障壁の除去に向けた働きかけが双方に求められます。先に述べた日・EU行動計画は、今年1月に発効した日・EU相互承認協定（MRA）の実施に向けた協力と規制改革対話の一層の強化を重点目標に含めました。規制改革対話は、日本側、欧州側のさまざまな分野にわたる要望に基づき定期的に行われ、単一市場に進出する日本企業にとって事業展開上好ましくない障壁を取り除く機会を提供しています。

また、日欧間のビジネスに関係する広範なテーマについて討議し、民間として貿易・投資促進政策に効果的な提言を日・EU双方の政府に対して行うことを目的とする「日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル」が年1回開催されています。この会議には日欧のビジネスリーダーが参加していますが、このような対話の枠組みに多くの企業が積極的な関心を示されれば、日欧双方に一段と風通しのよいビジネス慣行を築き上げるステップとなります。欧州委員会と日本政府は、ラウンドテーブルに対する強い支持と期待を表明しています。

